

JET

電波法に基づく 検査のご案内

一般財団法人電気安全環境研究所

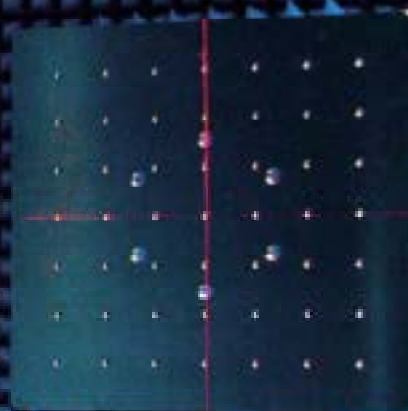
微弱無線局・微弱無線設備登録制度 (ELP マーク)

技術基準適合証明 / 工事設計認証

申込書作成支援サービス

高周波利用設備

技術相談



**JAPAN ELECTRICAL SAFETY &
ENVIRONMENT TECHNOLOGY
LABORATORIES**

JETは、電波法※¹に基づく【登録証明機関】※²として 総務省から登録を受けています。

※1：電波法とは

放送設備や他の無線機器に影響を与えることが無い様に定められた法律です。
電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する
ことを目的としています。電波とは300万MHz以下の周波数の電磁波をいいます。

※2：登録証明機関とは

電波法に基づく特定無線設備について
技術基準適合証明・工事設計認証を行う事ができる機関です。

特定無線設備の
技適マークを
取得する方法は

2

通りあります。

1 技術基準適合証明(技適)

技適

少量サンプル品を証明

金額

申込台数が多くなると割高に

審査

サンプル品を全てチェック

技術基準適合証明制度は、特定無線設備について、
これを無線局に設置する前の段階、工場や流通の
段階において、原則として個々の無線設備ごとに
試験を行って技術基準への適合性を判断し、適合
しているときはこれを証明するもの。証明された無線
設備には、登録証明機関により無線設備一台ごとに
証明番号(表示)が付与されます。

2 工事設計認証(認証)

認証

工場の同型名の生産品を認証

金額

生産台数が多くなると割安に

審査

設計方法及び品質管理(申請書類が多い)

工事設計認証制度は、特定無線設備が電波法に
適合するものとして工事設計(設備が工事設計に
合致することの確認の方法も含む)について認証
する制度。認証された工事設計に基づいて製造さ
れた無線設備には認証を取得した者が工事設計
ごとに認証番号を付すことになります。



日本の技術基準に適合していることを証明する

「技適マーク」

認証を受けた者は次の義務が課せられます。

1. 工事設計合致義務

2. 検査記録保存義務

検査に係る工事設計認証番号
検査を行った年月日及び場所
検査を実施した責任者の氏名
検査を行った特定無線設備の数量
検査の方法 検査の結果

お申込みから認証書交付までの流れ

お客様

JET

一般財団法人電気安全環境研究所



詳細については、Webサイトをご覧ください。

<https://www.jet.or.jp>

「サービス」→「法律に基づく検査・認証」→

「電波法:技術基準適合証明・認証/微弱無線設備登録制度(ELPマーク)」
より詳細をご覧ください。

The image displays two distinct geometric figures constructed from a grid of small triangles, set against a dark blue background. The top figure is a large 'L' shape. Its vertical stem is composed of 10 triangles, and its horizontal base is 10 triangles wide. The top of the vertical stem is capped with a triangular roof made of 6 triangles. The bottom figure is a wide, flat-topped structure. It has a base of 10 triangles wide and a height of 10 triangles. The top edge is slightly indented in the center. The structure features three vertical pillars, each 2 triangles wide and 8 triangles high, extending from the base to the top. The pillars are separated by gaps of 2 triangles each.

〒151-8545 東京都渋谷区代々木5丁目14番12号

